

食品検査情報

令和4年度県内食品4,080検体について検査を実施しました。

1 概要

静岡県では、県内の製造所や販売店等から食品を抜き取り、添加物、残留農薬、食品表示等の検査を実施しています。検査で基準に不適合であるものが確認された場合は、違反食品の回収命令等の行政処分による流通からの排除や行政指導等による改善を行うことで、食品の安全・安心を確保しています。

令和4年度は4,080検体の食品を検査した結果、本県の事業者に対し行政処分を行った事例が1件あったほか、指定外添加物を検出した事例が1件あり、輸入者を管轄する千葉市へ通報しました。その後、千葉市が輸入者に対して行政処分を行いました。

また、富士宮市の野生きのこ1検体から基準値を超える放射性物質が検出され、改めて関係市町、関係事業者等に採取、摂取及び出荷の自粛を要請しました。

2 令和4年度検査結果

検査項目	対象食品	検体数	行政処分数
添加物、微生物等 規格基準等検査	国産一般食品	990	1
	輸入一般食品	445	1 (千葉市実施)
食品表示検査	国産一般食品	517	0
	輸入一般食品	247	0
残留農薬	県内、輸入農産物	75	0
抗菌性物質	輸入食肉、県内産蜂蜜等	60	0
遺伝子組換え食品	輸入大豆、米加工品等	60	0
放射性物質	県内産農畜産物	60	0 基準値を超過した1 検体について、引き 続き出荷等の自粛を 要請
	静岡県以東から流通する食品	150	0
カビ毒	輸入ナッツ、香辛料等	8	0
貝毒	浜名湖産貝類	4	0
水銀	県内水揚げ魚介類	12	0
アレルギー	県内製造一般食品	110	0
腸管出血性大腸菌、 腸炎ビブリオ等	一般食品 (加熱せず喫食するもの)	1,054	0

抗菌性物質、残留農薬等 (食肉衛生検査所検査分)	県内と畜食肉	168	0
衛生規範を参考とする E. coli 検査	県内加工食品	120	0
合 計		4,080	2

3 行政処分の内容

No	食品名称	内容	処分等
1	アイスマルク	規格基準違反 (大腸菌群陽性)	廃棄命令
2	輸入菓子	食品衛生法第 12 条違反※ ¹ TBHQ (酸化防止剤) 検出値 0.027g/kg	回収、廃棄命令 (輸入者に対し、 千葉市が実施)

※¹ 食品衛生法第 12 条

人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

3 その他 野生きのこの放射性物質

No	食品名称	内容	処分等
1	野生きのこ (富士宮市)	基準値を超える 放射性セシウム検出	引き続き 出荷等の自粛を要請※ ²

※² 御殿場市及び小山町の野生きのこについては平成 24 年 11 月以降、富士市及び富士宮市の野生きのこについては平成 25 年 10 月以降、裾野市の野生きのこについては平成 26 年 10 月以降、出荷制限が継続されており、市場に流通することはありません。